

多摩ニュータウンまちづくり方針の策定に係る懇談会開催要綱

(開催目的)

第1条 本市における、多摩ニュータウンまちづくり方針を策定するため、多様な観点からの意見及び助言等を得るため、「多摩ニュータウンまちづくり方針の策定に係る懇談会」(以下「懇談会」という。)を開催する。

(意見及び助言等を求める事項)

第2条 懇談会において意見及び助言等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1)多摩ニュータウンまちづくり方針策定に関すること。
- (2)その他必要な事項に関すること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者6名以内とする。

2 参加者は、次に掲げる基準により市長が選出する

- | | |
|-----------------|------|
| (1)学識経験者 | 3名以内 |
| (2)独立行政法人都市再生機構 | 1名 |
| (3)東京都住宅供給公社 | 1名 |
| (4)関係行政機関 | 1名 |

(座長)

第4条 懇談会に座長を1名置く。

2 座長は、学識経験者の中から定める。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が進行する。

- 2 懇談会の会議は、原則公開するものとする。ただし、懇談会の決定により公開しないことができる。
- 3 懇談会の会議には、必要に応じて参加者以外のものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市計画部都市総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、都市計画部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、多摩ニュータウンまちづくり方針策定の翌日に廃止する。